

第27回参議院議員通常選挙

指定病院等における不在者投票の手引



宮崎県選挙管理委員会

宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 (0985) 26-7024

FAX (0985) 27-7919

不在者投票の管理執行について

不在者投票制度は、正当な理由により投票日当日自ら投票所に行って投票することができない選挙人のために、投票日の前に不在者投票管理者の管理する場所において投票できる例外的な制度です。そのため、選挙の自由公正の確保、投票の秘密保持という観点から、特に厳格な事務手続が定められています。

また、不在者投票の管理事務は、公正・平等の立場に立つことが要求されると同時に、的確で迅速な処理も求められますので、不在者投票管理者である皆様には御苦労をお掛けしていることと思います。

しかしながら、不在者投票事務には、この制度ができるだけ多くの選挙人に投票の機会を与えようとするものであり、不在者投票を正しく行い、選挙の公正を期するために必要不可欠な手続であることから、厳格性が求められています。

このような中、不在者投票指定施設における事務手続上のミスによる選挙争訟も全国的に提起されている状況にありますので、不在者投票の実施に際しては、事前の準備や事務従事者の指導等に万全を期し、的確かつ公正な不在者投票の管理執行に当たっていきだきますようお願いします。

なお、本県では、第三者が不在者投票に立ち会う「外部立会人制度」を、平成19年の県議会議員選挙から導入しておりますが、平成25年の公職選挙法改正により、不在者投票管理者には、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられたところです。各施設の皆様におかれましては、本制度を積極的に御活用いただきたいと思います。

最後に、不在者投票の管理執行に当たっては、本手引書を十分参考にされるとともに、御不明な点については、宮崎県選挙管理委員会又は市町村選挙管理委員会に確認いただき、誤りのない的確な事務処理をお願いします。

【凡例】

公職選舉法 ······ 法

公職選舉法施行令 ······ 令

公職選舉法施行規則 ······ 規則

第 1 条第 2 項第 3 号 ······ 1 ②Ⅲ

目 次

1	参議院議員通常選挙について	1
2	不在者投票制度の概要	2
2-1	不在者投票制度とは	2
2-2	不在者投票をすることができる人	2
2-3	不在者投票のできる期間	3
3	事前の準備	5
3-1	不在者投票管理者	5
3-2	投票用紙・不在者投票用封筒の請求の方法	7
3-3	投票記載場所の整備	10
3-4	不在者投票立会人	11
4	不在者投票の実施	12
4-1	投票の確認	12
4-2	投票の方法	13
4-3	投票後の確認	16
5	不在者投票終了後	17
5-1	不在者投票の数の確認	17
5-2	不在者投票の送致	17
5-3	投票用紙及び不在者投票用封筒の返還	18
5-4	不在者投票に要する経費の請求	18
6	不在者投票において問題となった事例	22
6-1	不在者投票の運用誤りの事例	22
6-2	選挙犯罪の事例	22
7	外部立会人制度	23
7-1	外部立会人制度の概要	23
7-2	外部立会人制度の利用手続	24
8	不在者投票事務等の全体的なフロー図	25
8-1	代理請求の場合	25
8-2	選挙人が自ら請求する場合	26
	様 式 ・ 参 考 資 料 編	27

1 参議院議員通常選挙について

1 参議院議員通常選挙について

参議院は、選挙区選出の議員 148 人と、比例代表選出の議員 100 人の計 248 人で構成されています。

議員の任期は 6 年です。

通常選挙は 3 年ごとに行われ、総定数の半数を改選します。



(1) 選挙区（「参議院〇〇県選出議員選挙」）

都道府県の区域を単位として行われる選挙です（鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ 2 県の区域が選挙区となります）。

選挙区によって議員定数は異なります。

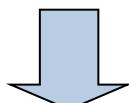
宮崎県は定数 2 名であり、各選挙において選出される定数は 1 人です。

有権者は、投票用紙に候補者の氏名を記載して投票します。

(2) 比例代表（「参議院比例代表選出議員選挙」）

全国を 1 ブロックとして、政党等の得票数に応じた数の名簿登載者が当選人となる選挙です。

参議院の比例代表では、あらかじめ名簿の順位が決められていない非拘束名簿式比例代表制が採用されており、有権者は、投票用紙に参議院名簿に登載された候補者の氏名又は政党等の名称若しくは略称を記載して投票します。



選挙人は、

○参議院宮崎県選出議員選挙

○参議院比例代表選出議員選挙

} のあわせて 2 つの投票を行います。

2 不在者投票制度の概要

2-1 不在者投票制度とは

当日投票の例外として、投票日の前にあらかじめ投票ができる制度で、次のものがあります。



- ①仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している方が、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票する。
- ②病院や老人ホーム等（県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。）に入院、入所している方などが、その施設内で投票する。
- ③その他

この手引では、以下、②の場合について説明しています。

2-2 不在者投票をすることができる人

市町村選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている人で、県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム及び身体障害者支援施設等並びに刑事施設等及び少年院（以下「指定病院等」という。）に入院（所）中の方で、次に該当する方（病院の職員や病人の付添人は含まれません。）が不在者投票をすることができます。

- (1) 登録されている選挙人名簿の属する市町村（以下「名簿登録地市町村」という。）の投票区の区域内の指定病院等に入院（所）中の人で、病気、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥のため投票日において、歩行が困難である見込みの人

（法 49①、法 48 の 2 ①Ⅲ該当）

- (2) 投票区の区域外の指定病院等に入院（所）中の人で、投票日においてもまだ入院（所）中の見込みの人（「歩行が困難」という要件は必要ではありません。）

（法 49①、法 48 の 2 ①Ⅱ該当）

- (3) 投票日において刑事施設等、少年院に収容されている見込みの人

（法 49①、法 48 の 2 ①Ⅲ該当）

2-3 不在者投票のできる期間

公示日の翌日（令和7年 月 日（ ））から

↓
16日間

投票日の前日（令和7年 月 日（ ））まで

(注意) ① 土曜日及び日曜日を含む。指定病院等においても同様です。

② 時間は午前8時30分から午後5時まで（法 270）

③ 用紙の請求は、公示日前でも可能です。

※ 指定病院等での不在者投票は、投票日の各投票所の閉鎖時刻までに投票管理者のもとに届かなければならぬこととなっていますので、各施設から市町村選挙管理委員会への送致及び市町村選挙管理委員会から各投票所への送致に要する期間を考慮して、上期期間の中から不在者投票日を設定いただきますようお願いします。

※ 令和3年10月より、普通郵便物は土曜日配達が廃止され、配送がこれまでよりも1～2日遅延しますので、書留、レターパック等の利用をお願いいたします。

<最近の法改正について>

(平成25年改正)

1 「成年被後見人」の選挙権及び被選挙権の回復

指定施設に入院・入所している「成年被後見人」も、指定施設において不在者投票ができることとなりました。

2 代理投票の厳格化

選挙の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者について投票事務従事者のうちから2人を定めることとなりました。

代理記載の申出があった場合は、代理投票補助者2人を不在者投票事務従事者の中から選任し、1人が代理記載、他の1人が代理記載に立ち会うこととなります。

3 外部立会人活用の努力義務

不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者等を外部立会人として投票に立ち会わせること等により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされました。

(平成27年改正)

平成28年6月19日以後に公示される国政選挙以後の選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることとなりました。

(令和7年改正)

1 不在者投票経費の改正

不在者投票に要する経費が、不在者投票をした選挙人1人当たり「1,073円」から「1,236円」に変更となりました。

2 外部立会人経費の改正

外部立会人に要する経費の基準額が、8時間以上立ち会う場合、「10,900円」から「12,400円」に変更となりました。

3 事前の準備

3-1 不在者投票管理者

不在者投票では、不在者投票管理者が置かれます。

指定病院等に入院（所）中の選挙人の不在者投票については、その指定病院等の長が不在者投票管理者となります。（令 55④Ⅱ）

施設の種類		不在者投票管理者	不在者投票管理者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者
指定施設	病院（介護老人保健施設を含む）	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき者 ※2
	老人ホーム ※1	老人ホームの長	施設の長の職務を代理すべき者
	身体障害者支援施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	原子爆弾被爆者養護ホーム	原子爆弾被爆者養護ホームの長	ホームの長の職務を代理すべき者
国立保養所		所長	所長の職務を代理すべき者
刑事施設、労役場、監置場及び警察留置場		刑事施設の長又は警察留置場の留置業務管理者	刑事施設の長又は警察留置場の留置業務管理者の職務を代理すべき者
少年院、少年鑑別所		少年院の長又は少年鑑別所の長	少年院の長又は年少鑑別所の長の職務を代理すべき者

※1 老人ホームとは、老人福祉法に規定する「老人短期入所施設」、「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」及び老人福祉法第29条第1項に定められたサービスの提供を行っているサービス付き高齢者向け住宅等をいう（令 50①）。

※2 令和4年の法改正により、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者に医師等以外の者もなれるようになりました。

◎ 不在者投票管理者の役割

- ① 不在者投票に関する手続について最終的な決定権を持ちます。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行します。

◎ 不在者投票管理者が行う主な事務

- ① 選挙人から依頼があった場合に、その選挙人に代わって名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）の交付を請求すること（令 50④）
- ② 交付を受けた投票用紙等を選挙人に渡すこと（令 53④）
- ③ 投票用紙等及び不在者投票証明書を点検すること（直接、本人が請求した場合）（令 58①②）
- ④ 不在者投票記載場所の設備をすること（令 58④）
- ⑤ 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令 58③）

- ⑥ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること（令 58④）
- ⑦ 投票の終わった不在者投票を名簿登録地市町村の選挙管理委員会に送致すること
(令 60①)

(注意事項)

- ① 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。（法 135②）
 - ② 指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人である場合は不在者投票管理者となることができません。（令 55⑧）
- ※ 指定病院等の長が上記②に該当する場合、事故がある場合又は欠けた場合は、その長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令 55⑨）

3－2 投票用紙・不在者投票用封筒の請求の方法

今回の参議院議員通常選挙における不在者投票では、次の種類の「投票用紙」・「不在者投票用封筒」を使用します（投票用紙2種類・内封筒1種類・外封筒2種類）。

投票用紙と外封筒の色は同じ色にしていますので、取り違えのないよう御注意ください。

選挙の種類	投票用紙	内封筒	外封筒
参議院 選挙区	参議院宮崎県選出 議員選挙投票用紙 (色：薄い黄色に黒字)	内封筒（共通） (色：茶色に黒字)	参議院宮崎県選出 議員選挙用 (色：薄い黄色に黒字)
参議院 比例代表	参議院比例代表選出 議員選挙投票用紙 (色：白色に黒字)	内封筒（共通） (色：茶色に黒字)	参議院比例代表選出 議員選挙用 (色：白色に黒字)

「投票用紙」・「不在者投票用封筒」を請求する方法は、次の2つがあります。

【方法1】代理請求

選挙人からの依頼を受けて、指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求をする方法

【方法2】選挙人が自ら請求

(1) 指定病院等の長が代理請求をする方法

ア 代理請求の要件

(ア) 当該選挙人が選挙の当日にその指定病院等に入院（所）中であり、不在者投票ができる者でなければなりません。（法49①、法48の2①Ⅱ・Ⅲ）

(イ) 選挙人から依頼があったときに限り請求できるものです。（令50④）

選挙人から依頼があったときは、依頼書（様式1）に署名させてください。

※ 身体の故障等により、選挙人が依頼書へ署名することができない場合は、代理の方が選挙人の名前を記載してください。その場合、依頼書の備考欄に「代理記載者 ○○○○」と記載してください。

イ 請求先

選挙人の名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長（令 50④）

※ 代理請求をすべき選挙人が複数いて、登録地市町村が異なる場合は、それぞれの登録地市町村に対して請求する必要があります。

例：宮崎市の選挙人が 10 名、日南市の選挙人が 2 名の場合



- ・宮崎市選挙管理委員会に投票用紙等を請求（10名分）
- ・日南市選挙管理委員会に投票用紙等を請求（2名分）

ウ 請求手続

次の手順で請求してください。

- ① 「投票用紙等請求書（代理請求用）」（様式 2）を記載



- ② 「依頼書」（様式 1）の写しを用意



- ③ ①・②の書類を市町村選挙管理委員会に直接持参又は郵送等により請求
(令 50④・①)

※ 請求書は、不在者投票管理者の管理のもと事務従事者が記入することもできます。

※ 目が不自由で自書できない選挙人が点字により投票することを申し出たときは、
請求書の備考欄に「点字」と記載してください。

※ 「依頼書」の原本は、各施設において保管してください。

（2）選挙人が自ら請求する方法

◎ 請求手続

選挙人本人が、「投票用紙（及び投票用封筒）請求書兼宣誓書」（様式 3）に必要事項を記載し、登録地市町村の選挙管理委員会へ直接持参又は郵送等により請求してください。
(令 50①)

このとき、指定病院等において投票する旨を申し出てください。

※ 上記書類（様式 3）において、不在者投票事由の申立てが真実であることを本人が宣誓しなければなりません。（令 52）

(3) 選挙人が船員であるときの特例

ア 名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長に請求する方法

指定病院等に入院（所）中の選挙人が船員等であり、かつ、選挙人名簿登録証明書（様式4）の交付を受けている場合は、前記(1)、(2)いずれの場合にも、投票用紙等の請求に際し、選挙人名簿登録証明書を登録地市町村の選挙管理委員会の委員長に提示又は郵送して、必要事項の記載を受けなければなりません。（令 50⑥）

イ 指定市町村選挙管理委員会の委員長に請求する方法

船員の不在者投票の投票用紙等の請求は、名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長のほかに、規則で指定された指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対しても請求できますが、この場合は、選挙人名簿登録証明書のほか船員手帳等の提示が必要となります。

（令 51①・②）

【参考】宮崎県内の指定市町村（規則 17 別表第 2）

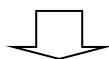
（宮崎市 延岡市 日南市 日向市 串間市 門川町）

(4) 投票用紙等請求後の確認と保管

不在者投票管理者は、投票用紙等を代理請求し、市町村選挙管理委員会から投票用紙等を受領したときは、次の事項を確認してください。

【確認事項】

- 代理請求した者全ての投票用紙が到着しているか。
- 破損し、又は汚損した投票用紙がないか。
- 投票用紙及び不在者投票用封筒（内封筒と外封筒）の数が一致しているか。
- 外封筒に宮崎県選挙管理委員会の押印があるか。



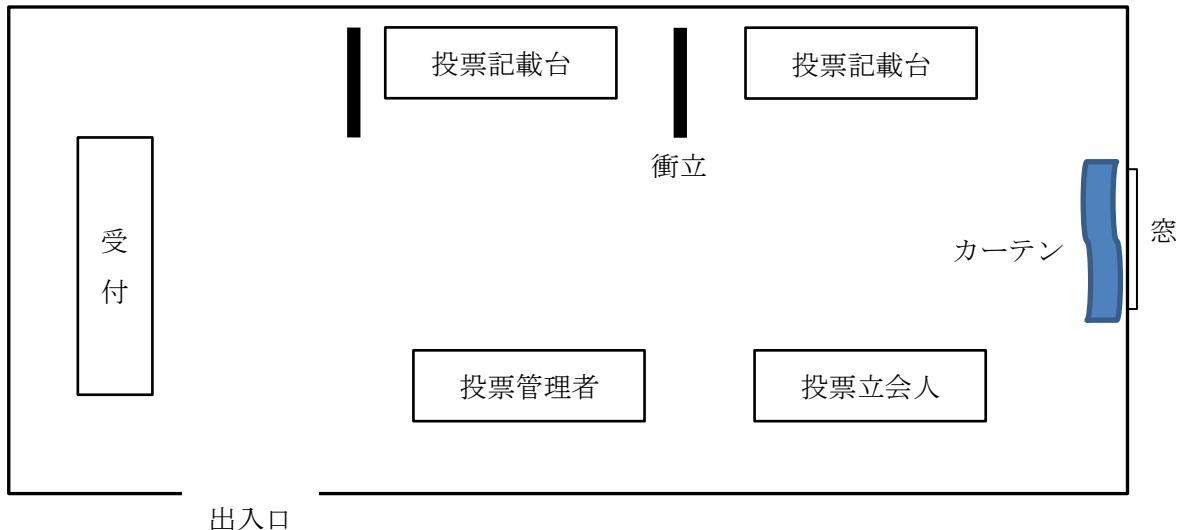
これらを確認後、投票用紙等は施錠可能な金庫等で厳重に保管してください。

3－3 投票記載場所の整備

不在者投票管理者は、次の事項に留意して投票記載場所の設備を整備しなければなりません。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 不在者投票を行う場所及び日時をあらかじめ放送又は掲示などにより周知する。 |
| <input type="checkbox"/> 投票記載場所は、投票が済んだ者や無用の者を退出させられる部屋等とする。 |
| <input type="checkbox"/> 投票記載場所に、標札を掲げる。
標札例：「○○病院不在者投票記載場所」 |
| <input type="checkbox"/> 投票記載場所は、他人（不在者投票管理者、不在者投票事務従事者及び不在者投票立会人を含む。）が選挙人の投票の記載内容を見ることができない設備とし、投票の秘密保持に十分注意する。（令 58④） |
| <input type="checkbox"/> 投票用紙の交換その他の不正が行われないように不在者投票管理者及び不在者投票立会人から選挙人の行動を見通すことができる設備とする。（令 58④） |
| <input type="checkbox"/> 投票記載場所に、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、あらかじめ撤去する。
(注意) 投票当日の投票所や市町村の不在者投票記載場所と異なり、投票記載台等に候補者氏名等の掲示をすることはできません。 |
| <input type="checkbox"/> 投票記載場所には筆記具を用意しておく。 |

(投票記載場所の設備の例)



(注意)

不在者投票記載場所とは、投票の記載台そのもののみを指すのではなく、不在者投票管理者が不在者投票の執行のために管理権を及ぼしている範囲（通常、一室の全体）にわたるものであり、また、不在者投票が病室のベッドの上で行われるときは、当該不在者投票が行われる病室全体をいうものですので注意してください。

3－4 不在者投票立会人

不在者投票を行うには最低一人の立会人が必要です。

立会人は、不在者投票の執行状況を監視する役割を担うので、不在者投票管理者又はその補助執行者を兼ねることはできず、不在者投票の事務に携わることはできません。（令 56③）



(注意)

① 立会人の数に制限はありませんが、最低一人選ばなければなりません。

立会人がいない場合、不在者投票は無効となるので注意してください。

② 不在者投票立会人は、選挙権を有する者でなければなりません。

ここで、「選挙権を有する者」とは、日本国民で年齢満18歳以上の者であって欠格事項（刑罰の受刑等）に該当しない者をいい、選挙人名簿に登録されていることは必要とされません。

◎ 外部立会人の選任

立会人の選任に当たっては、指定病院等の関係者以外の立会人（外部立会人）の選任を御検討ください。詳しくは「7 外部立会人制度」（23ページ～）を御覧ください。

4 不在者投票の実施

4-1 投票の確認

不在者投票管理者は、選挙人に不在者投票を行わせる前に次の事項について確認又は点検をしてください。

(1) 選挙人本人であることの確認

- 家族又は付添いの方が代わって投票することはできません。
- 選挙人の投票の秘密は、家族や介護人からも守られるべきものです。
- 本人になりすまして他人が投票した場合は、詐偽投票罪又は投票偽造罪として罰則が科せられます。

(2) 投票用紙等の交付（代理請求の場合）

選挙人本人に一人ずつ投票用紙、内封筒、外封筒を交付します。

交付に当たっては、選挙人本人に次の事項の確認を求めた上で、交付してください。

【確認事項】

- 投票用紙・内封筒・外封筒の3つが揃っているか。
 - 投票用紙と外封筒は正しい種類であるか。（投票用紙と外封筒は同じ色）
- ※ 一度に大勢の選挙人が来場し、受付が混雑した場合であっても、この確認手続は怠らないようにしてください。
- ※ 選挙区の投票用紙等を先に交付し、投票が終わってから比例代表のものを交付する等すれば、封筒の入れ間違い等を防止できます。

○ 外封筒に選挙人氏名等の記載（シール貼付等）がある場合

投票用紙・封筒は、氏名が記載された選挙人専用なので、本人に正しく交付し、本人以外には交付しないでください。

(3) 投票用紙等の確認（選挙人が自ら投票用紙等の請求をした場合）

※ 代理請求の場合は、この確認手続は不要です。

選挙人が自ら、選挙人名簿登録地市町村の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の請求をした場合は、次の確認をしてください。

ア 投票用紙・内封筒・外封筒の確認

【確認事項】

- 投票用紙・内封筒・外封筒の3つが揃っており、所定の投票用紙、封筒であるか。
- 破損又は汚損していないか。
- 投票用紙に候補者の氏名等が既に記載されていないか。

※ 投票用紙に既に候補者氏名等が記載されているときは、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙等と引換えに投票用紙等の再交付の請求をさせた上、正規の不在者投票を行わせてください。

イ 不在者投票証明書の点検

選挙人が名簿登録地市町村の選挙管理委員会から交付を受けた不在者投票証明書の入っている封筒（様式6）を未開封のまま提出させ、開封して中に入っている不在者投票証明書（様式5）を確認してください。（令58②）

【確認事項】

- 不在者投票証明書の封筒が開披されていないか。
(封筒が開けられたり、破られているときは、選挙人が誤って開披したか否かを問わず投票させることはできません。)
- 不在者投票をする指定病院等の名称・所在地と不在者投票証明書の「投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設」の名称・所在地とが一致するか。
- 不在者投票証明書の「その他の事項」の記載が選挙人の特徴と異なっていないか。

※ 不在者投票管理者が投票用紙等の一括代理請求をした場合には、登録地市町村の選挙管理委員会から不在者投票証明書は交付されません。



4－2 投票の方法

(1) 通常の投票

選挙人に投票記載場所において、次の手順により投票をさせてください。（令58①）

【選挙区の投票手続】

- ① 投票用紙に候補者名を記載
(「参議院宮崎県選出議員選挙投票」用紙：薄い黄色に黒字)
- ② ①で記載した投票用紙を「不在者投票用内封筒」（様式7）に入れて封をさせる。
- ③ ②の内封筒を「参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙）不在者投票用外封筒」（様式8）に入れて封をさせる。
- ④ ③の外封筒のおもて面に署名させて提出させる。

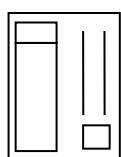


【比例代表の投票手續】

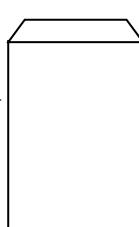
- ① 投票用紙に候補者名または政党等名を記載
(「参議院比例代表選出議員選挙投票」用紙：白色に黒字)
- ② ①で記載した投票用紙を「不在者投票用内封筒」（様式7）に入れて封をさせる。
- ③ ②の内封筒を「参議院議員通常選挙（比例代表選出議員選挙）不在者投票用外封筒」（様式8）に入れて封をさせる。
- ④ ③の外封筒のおもて面に署名させて提出させる。



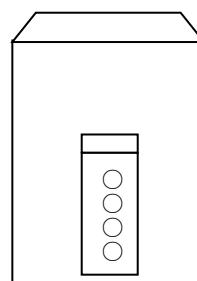
①投票用紙に記載



②内封筒へ
入れて封



③外封筒へ
入れて封



④封筒おもて面に署名

(注意事項)

- ※ 外封筒への署名について選挙人の署名を欠いたまま受け取ったり、不在者投票管理者、不在者投票事務従事者等が選挙人の氏名を勝手に記載することのないようにしてください。
- ※ 署名の下へ押印したり、不在者投票用封筒を印で封緘する必要はありません。
- ※ 点字投票があったときの外封筒のおもて面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字で記載させてください。
- ※ 投票記載場所に候補者の氏名の掲示をすることはできませんが、選挙人から候補者の氏名等について尋ねられたときは、当該選挙区の候補者全員が平等に掲載されている新聞や選挙公報を会場の外で見せることは差し支えありません。

(2) 代理投票（法48、令58④、令56④、令41①）

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を書くことができない方は代理投票ができます。

不在者投票管理者は、選挙人から代理投票をしたい旨の申出があった場合は、代理投票をさせるか否かを決定しなければなりません。

不在者投票管理者は、代理投票の事由がないと認めるときは、不在者投票立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。

◎ 代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、不在者投票立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから、代理投票補助者2人を選任してください。

代理投票補助者の1人は「代理記載人」、他の1人は「代理記載の立会人」となります。

◎ 代理記載の方法

① 代理投票補助者2人が、選挙人とともに投票記載台に行き、代理記載人が選挙人の指示する内容を投票用紙（選挙区・比例代表）に記載し、代理記載の立会人がそれに立ち会ってください。

（注意）候補者の氏名等を聞くときは、誘導にわたるような聞き方をしないでください。

② 代理記載人が投票用紙に記載した候補者の氏名等を選挙人に読み聞かせてください。

（注意）読み聞かせるときは、他人（当該選挙人及び代理投票補助者以外の人）に聞こえないようにしてください。

③ 投票用紙を内封筒に入れ選挙人に封をさせてください。

（注意）選挙人が封をすることができないときは、必ず本人の面前で代理記載人が封をしてください。次の④においても同様です。

④ 内封筒を外封筒に入れ選挙人に封をさせてください。

⑤ 代理記載人が外封筒に選挙人の氏名を記載します。この場合において、代理記載人の氏名は記載しないでください。

◎ 代理投票の仮投票（令 58④、令 56⑤、令 41②）

代理投票の仮投票は、次の場合に行わせることができます。

- ① 代理投票を拒否された選挙人に不服がある場合
- ② 代理投票をさせることについて不在者投票立会人に異議がある場合

投票手順は代理投票の場合と同じですが、投票用紙に候補者の氏名を記載した代理記載人の氏名を、不在者投票用外封筒のおもて面の左下段に「代理記載人〇〇〇」と記載させてください。

◎ 代理投票処理簿の記載

代理投票をさせるときは、代理投票処理簿（様式9）に記載し、1部はその指定病院等に保管し、他の1部は、名簿登録地市町村の選挙管理委員会に送付してください。

(3) ベッドの上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票をさせることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理の下で不在者投票立会人の立会いがある限りベッドの上でさせることができます。

この場合、投票の秘密保持には特に注意し、不在者投票の手続は慎重にしてください。

また、投票用紙等の記載や不在者投票用封筒の封は、原則として選挙人自身にさせるものとし、やむを得ず代理投票を行う場合は、(2)の例により実施してください。

(4) 感染症対策

不在者投票を実施する際には、感染防止を図りつつ、投票の秘密保持に注意し、不在者投票の手続を慎重に行う等、選挙の公正を確保できるよう、必要に応じて以下の点に御留意ください。

- ① 選挙人や立会人等の間隔の確保や定期的な換気等、3密（密閉、密集、密接）の防止に配慮してください。
- ② 感染防止のため、投票記載場所やテーブル、椅子等のアルコール消毒等を実施してください。
- ③ 不在者投票管理者、立会人や事務従事者はマスク等を着用し、直接投票用紙等に触れないようにしてください。
- ④ 感染者が他の選挙人と同じ会場で不在者投票を実施する場合、時間帯を分けて実施し、感染者の前にその他の選挙人が投票を行うことも考えられます。

4-3 投票後の確認

不在者投票管理者は、外封筒のおもて面にはっきりと選挙人の署名がされているかどうかを確かめ、外封筒の裏面に次の事項を記載し、かつ、不在者投票立会人に署名（自書）させてください。（令 60①）

【記載事項】

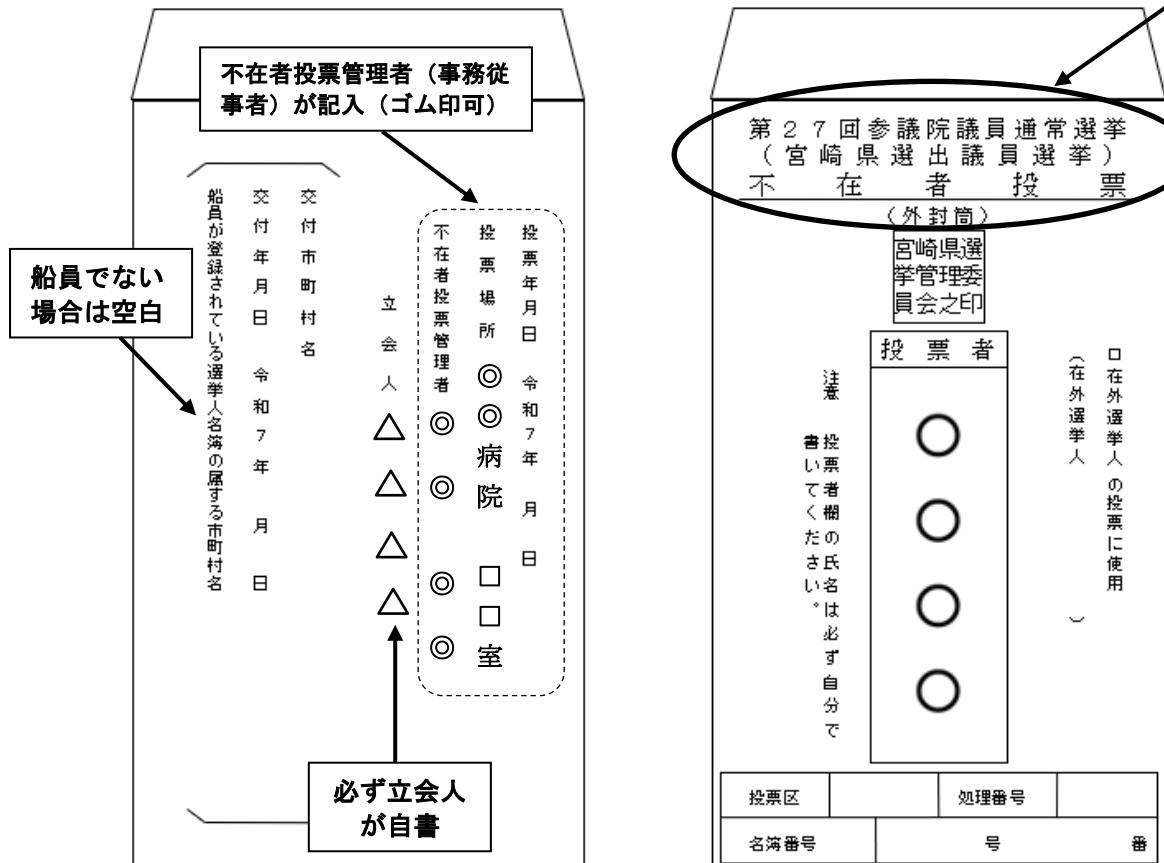
- 投票年月日
- 投票場所（投票記載場所である部屋の名称まで記載）
- 不在者投票管理者の職氏名

（外封筒の例）

（裏面）

（おもて面）

選挙の種類を確認



5 不在者投票終了後

5-1 不在者投票の数の確認

不在者投票が終了した後、次の事項を確認してください。

【確認事項】

- 投票した選挙人の数と、提出された投票済封筒の数が一致するか。
 - 投票用紙・封筒の残枚数が、投票しなかった選挙人の数と一致するか。

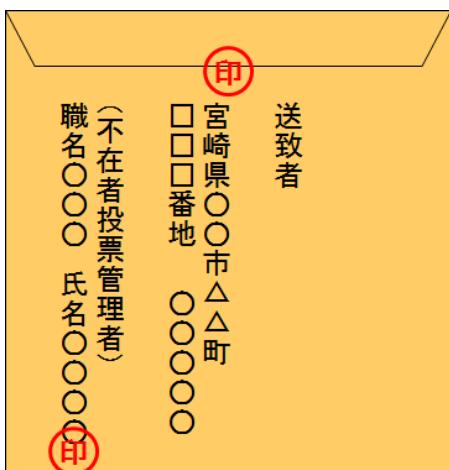
5-2 不在者投票の送致

以上の手続が終わった封筒は、他の適当な封筒（「送致用封筒」）に入れ封をした上で、市町村選挙管理委員会へ送付又は直接持参してください。

- (1) 送致用封筒は、様式10の例により記載するものとし、おもて面の左上方に「不在者投票在中」と朱書してください。
 - (2) 送致用封筒の送致先は、名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長宛としてください。
 - (3) 不在者投票管理者は、送致用封筒の裏面に記名して印を押し、封に割印をしてください。
 - (4) 送致用封筒は、不在者投票を行った当日に直接持参又は封書による速達郵便やレターパックをもって送致してください。
 - (5) 選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合にあっては、不在者投票証明書も同封してください。
 - (6) 代理投票があった場合は、代理投票処理簿も同封してください。

投票は、選挙の当日、投票所の閉鎖時刻までに投票管理者のもとに届かなければならぬので、余裕をもって手続を進めてください。

(送致用封筒の例)



(裏面)



(おもて面)

5－3 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還

投票用紙等の請求をしたが、その後何らかの事由により、投票をしなかった選挙人がある場合は、その選挙人の投票用紙等は、必ずその理由を付けて(様式自由)、名簿登録地市町村の選挙管理委員会に返還してください。

5－4 不在者投票に要する経費の請求

参議院議員通常選挙の不在者投票に要する経費は、後日、県が支払います。

宮崎県内に所在する指定病院等における不在者投票については、選挙人の住所が宮崎県以外であっても、全て宮崎県に請求してください。

(1) 請求先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部市町村課 選挙担当 宛て

(注意) 「不在者投票経費請求書在中」と封筒のおもて面に記入してください。

(2) 請求額

以下の合計額を宮崎県知事宛てに請求することができます。

○ 不在者投票をした選挙人1人について 1,236 円

(注意) 投票用紙等の請求をしたが、選挙人名簿に登録されていなかったため投票用紙等の送付を受けなかった者及び投票用紙等の送付を受けたが投票をしなかった者については請求しないでください。

○ 市町村選挙管理委員会が作成した外部立会人候補者名簿の中から選任した外部立会人に支払った経費 立会時間に応じて 以下のとおり (謝金・旅費を含めた基準額)

1時間 1,458円 2時間 2,917円 3時間 4,376円

4時間 5,835円 5時間 7,294円 6時間 8,752円

7時間 10,211円 8時間 11,670円 8時間超 12,400円

(注意)

- 外部立会人候補者名簿登載者以外の者を外部立会人として配置した場合、市町村選挙管理委員会職員を外部立会人とした場合、施設内の職員が立会人となるなど外部立会人を配置しなかった場合は請求できません。
- 謝金・旅費合計の基準額は、立会時間が8時間を超える場合は1日12,400円(8.5時間相当)、8時間以下の場合は上記のとおりですが、基準額を下回る謝金・旅費を支払った場合は実際に支払った金額のみ、基準額を上回る謝金・旅費を支払った場合は基準額のみしか請求することができません。

- ・ 外部立会人の立会時間は「時間」単位とし、1時間未満の立会時間がある場合は、1時間に繰り上げて算出します。
- ・ 請求内容の確認書類として、「外部立会人報告書」（様式 13）及び「領収書の写し」等の支払金額を確認できる書類を請求書に添付することが必要となります。

(3) 請求期限

選挙終了後 2 週間以内に必ず請求してください。

(4) 請求手続

不在者投票者名簿（様式 11）に必要事項を記載し、その末尾に合計欄を設けて経費の計算式を記入したものを、また、外部立会人に係る経費を請求する場合は外部立会人報告書（様式 13）及び領収書の写しを不在者投票経費請求書（様式 12）に添付して請求してください。

なお、請求内容の確認を依頼することがありますので、不在者投票経費請求書及び不在者投票者名簿は、必ず写しを保管しておいてください。

(5) 不在者投票経費請求書（様式 12）の記載についての注意事項

- 投票用紙を請求したが、選挙人名簿未登載等の理由で送付を受けなかった場合又は投票用紙の交付を受けたが、投票しなかったため投票用紙等を返還した場合については請求しないでください。
- 外部立会人に係る経費は、市町村選挙管理委員会が作成する外部立会人候補者名簿登載者から選任した場合にのみ請求できます。前頁の（注意）事項に御留意ください。
- 令和 4 年度より、不在者投票管理者の押印は不要となりました。この場合、請求先の確認として請求書内の「担当者名（フルネーム）」及び「電話番号」を記載してください。ただし、不在者投票管理者（請求者）と振込先銀行口座名義が同一でない場合は、請求書（様式 12）下段の委任状に必ず記入・押印してください。
- 訂正の場合は必ず訂正印（不在者投票管理者の印（法人にあっては法人印、個人にあっては代表者の印））を押してください。ただし、請求金額の欄の訂正はできませんので、当該欄の数字を修正する必要があるときは、別の用紙に書き直してください。
- 金額は、算用数字を使い、所在地は、地番まではつきりと書いてください。
- 振込口座は、なるべく口座名義に法人名又は施設名が含まれている口座を指定し、当該口座名義を正確に記載し、上にフリガナを記載してください。
- 施設の名称は法人名まで記載してください。

委任状の記載が必要なケースの例

- ・不在者投票管理者と、口座名義記載の代表者が異なる場合

不在者投票管理者	A医療法人が運営するB病院の院長Cさん
口座名義	A医療法人理事長 Dさん

- ・不在者投票管理者と、口座名義記載の役職名が異なる場合

不在者投票管理者	A医療法人が運営するB病院の院長Cさん
口座名義	A医療法人理事長 Cさん

(6) 不在者投票者名簿（様式 11）の記載についての注意事項

ア 投票用紙等を請求したが送付を受けなかった方及び投票用紙等の送付はあったが投票をしなかった方については記載しないでください。

イ 次の事項を全て記載し、数枚にわたるときは、各用紙の綴じ目に割印をしてください。

(ア) 整理番号

(イ) 投票送致先市町村選管名

(ウ) 選挙人の住所及び氏名

(エ) 投票用紙等の受領年月日

(オ) 投票送致年月日

ウ 記載欄に余白の欄が生じたときは、斜線を記入してください。

エ 末尾の用紙の下の欄外に合計欄を設けて最終経費の計算式を記入してください。

記載例：合計 1, 236 円 × _____人 = _____円

(7) 支払いについて

※会計処理の都合上、指定口座への入金には請求後1か月程度を要します。

県からの振込は、「宮崎県市町村課」名義での振込となります。

(通帳に、「ミヤケンシチヨウソンカ」と記帳されます。)

(注意)

宮崎県に不在者投票経費を請求いただく選挙は、国政選挙（衆議院・参議院）、宮崎県知事選挙、宮崎県議会議員選挙のみです。市町村長選挙や市町村議会議員選挙における不在者投票経費は、各市町村に請求いただくこととなります。

(8) 不在者投票経費請求書の「委任状」の押印（請求者と振込先銀行口座名義が同一の場合は不要）

請求書における不在者投票管理者の押印は不要となりました。ただし、不在者投票管理者（請求者）と振込先銀行口座名義が同一でない場合は、請求書（様式 12）の下段の委任状に必ず不在者投票管理者の印を押印してください。

- 施設等の印と、不在者投票管理者の印（院長や園長などの施設長の印）を兼ねた印の例
→ 1つの押印で可

医療法人選挙会 選管病院 理事長 選挙太郎	医療法人選挙会 選管病院 院長 選挙太郎	介護老人保健施設 選挙園 施設長 選挙太郎	養護老人ホーム 選挙園 園長 選挙太郎
			

- 不在者投票管理者（施設長）の印がなく、施設等の印（「長」がない）しかない場合の例
→ 施設等の印と、施設の長の個人印（認印でも可）の2つの押印が必要

医療法人選挙会 選管病院 院長 選挙太郎	特別養護老人ホーム 選挙園 園長 選挙太郎
 + 	 + 

- 法人化していない個人病院や、施設の印がない場合の例

→ 施設の長の個人印（認印でも可）のみの押印で可

選挙病院 院長 選挙太郎	介護老人保健施設 施設長 選挙太郎
	

※ただし、通常の請求等を施設の長の個人印で行っている場合に限ります。

6 不在者投票において問題となった事例

不在者投票については、これまで各選挙において、指定病院等における事務手続上のミスが発生しており、投票が無効になるもの等については、公正性等の観点から報道発表等も行っているところです。全国的には不在者投票管理事務手続の違法を原因とした選挙争訟も提起されています。

ここでは、本県における事例など過去問題となったものを紹介します。

これらを踏まえ、事前の準備、事務従事者の指導等に万全を期して公正な不在者投票の管理執行に当たっていただきますようお願いします。

6－1 不在者投票の運用誤りの事例

- 選挙区と比例代表の投票用紙及び封筒等を取り違えて交付し、不在者投票を行わせた。
- 途中で投票用紙と封筒の数が合わないことに気付き、既に投票を終えた選挙人の不在者投票用外封筒を全て開披してしまった。このため、全員について投票をやり直すこととなり、市町村選挙管理委員会の立会いの下、再度投票を行った。
- 選挙人が書き損じたため返還した投票用紙、外封筒、内封筒を誤って廃棄した。
- 書き損じをした選挙人に対し、投票棄権者分の投票用紙を交付し投票させた。また、書き損じた投票用紙を回収しなかったため、投票棄権者1人分の比例代表の投票用紙を紛失した。
- 市町村選挙管理委員会から交付を受けた投票用紙1枚を、選挙人に交付する前に施設内で紛失した。
- 投票済封筒を市町村選挙管理委員会に送致すべきところを、誤って県選挙管理委員会に送致した。
- 投票済封筒を机に置いたまま、市町村選挙管理委員会に送致しなかった。
- 1つの内封筒に2枚の投票用紙が入っていた。
- A村の選挙人に投票用紙等を渡して不在者投票を行わせるべきところ、誤ってB町の選挙人に投票用紙等を渡し、不在者投票を行わせた。
- C県の投票用紙等を交付すべきところを、誤ってD県の投票用紙等を交付し、不在者投票を行わせた。

6－2 選挙犯罪の事例

[詐偽投票] 罰則：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

[投票偽造] 罰則：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

- 認知症の高齢者や投票を辞退した入居者十数名分の投票用紙に勝手に候補者の名前を記入し、投票を偽造したとして、施設職員2名が逮捕された。
- 入所者数人の選挙区選挙及び比例代表選挙の投票用紙に、勝手に候補者の氏名や政党名等を記入し投票を偽造した疑いで、施設職員が逮捕された。

7 外部立会人制度

7-1 外部立会人制度の概要

◎ 外部立会人制度とは

病院等の指定施設で行われる不在者投票が公正に行われるることを確保するため、施設関係者以外の第三者を立会人（以下「外部立会人」という。）として選任し、不在者投票を行う制度です。

◎ 外部立会人制度導入の背景

不在者投票施設での不正投票が多く発生し、不在者投票の透明性・公正性の向上が求められていたこと、また、不在者投票施設からも第三者の立会いを希望する意見が寄せられたことにより、平成19年の宮崎県議会議員選挙から本県独自の外部立会人制度を導入しました。

平成25年の公職選挙法の改正により、不在者投票管理者には不在者投票の公正な実施の確保が要請されており、市町村選挙管理委員会がそれぞれ作成した外部立会人候補者名簿登載者を外部立会人として配置した場合には、それに要する経費（謝金・旅費）を国が負担することとなりました。

公職選挙法 49条第10項

不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

◎ 外部立会人の選定方法

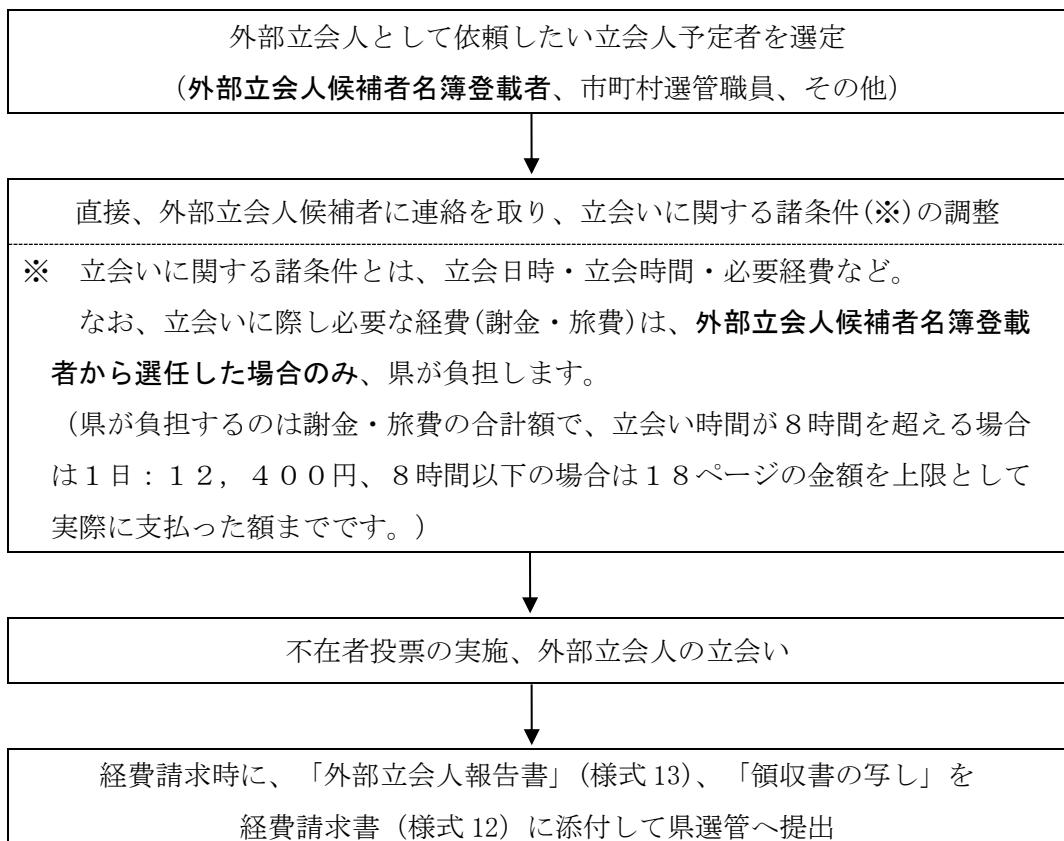
次の3通りがあります。

- ① 市町村選挙管理委員会が作成する「外部立会人候補者名簿」から選定する方法
- ② 市町村選挙管理委員会に立会人を依頼する方法
- ③ 指定施設等で独自に第三者を立会人に選任する方法

※ 市町村によって活用できる方法が異なります。

（別紙「市町村選挙管理委員会の外部立会人対応状況一覧」（42ページ）参照）

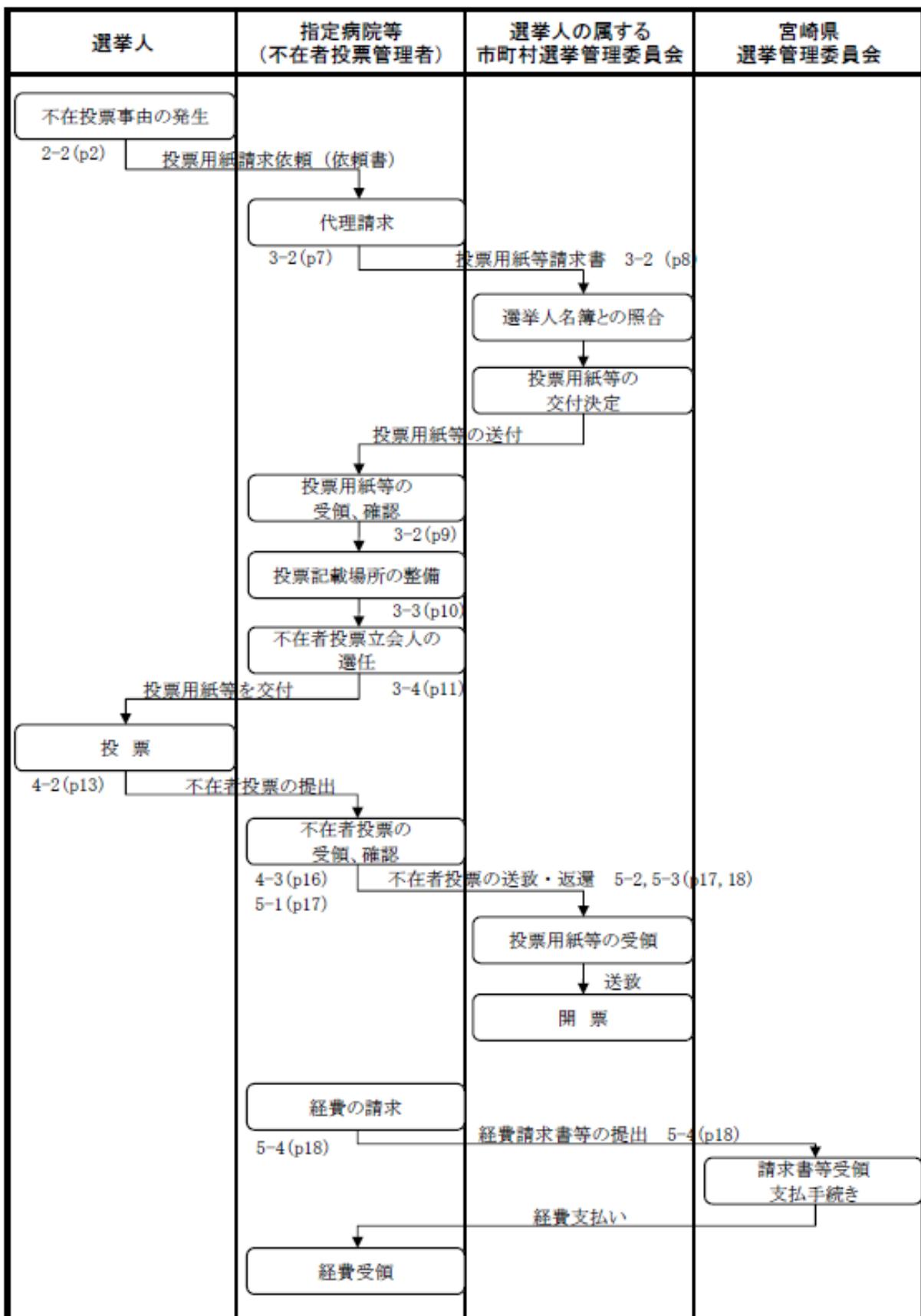
7-2 外部立会人制度の利用手続



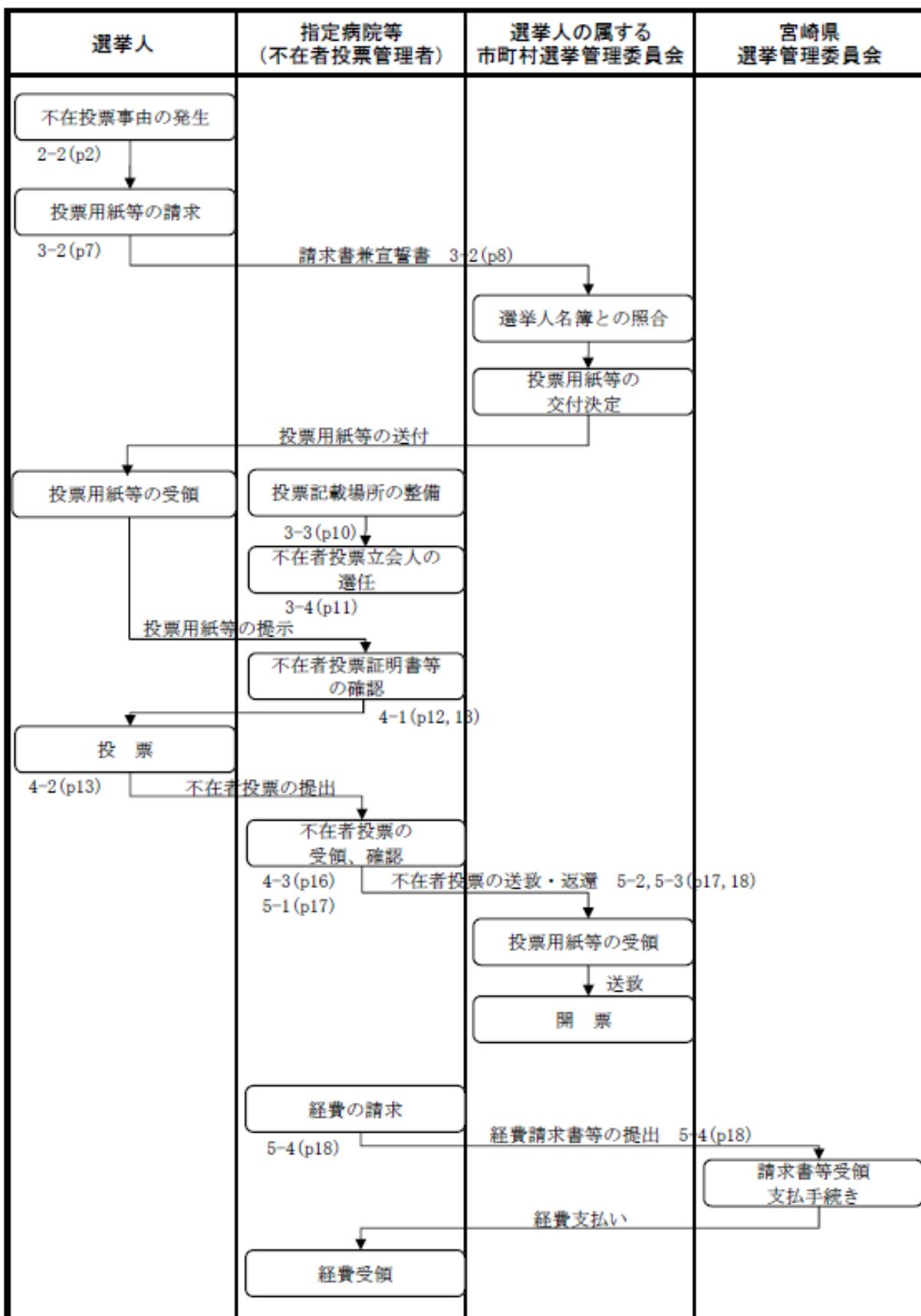
※ 外部立会人を利用された施設は、名簿登載者かどうか、経費請求の有無にかかわらず、必ず県選挙管理委員会に「外部立会人報告書」を提出してください。

8 不在者投票事務等の全体的なフロー図

8-1 代理請求の場合



8-2 選挙人が自ら請求する場合



様式・参考資料編

【様式（記載例）】

様式 1	依頼書	2 8
様式 2	投票用紙等請求書（代理請求用）	2 9
様式 3	投票用紙（及び投票用封筒）請求書兼宣誓書	3 0
様式 4	選挙人名簿登録証明書	3 1
様式 5	不在者投票証明書	3 2
様式 6	不在者投票証明書用封筒	3 3
様式 7	投票用内封筒	3 3
様式 8	投票用外封筒	3 4
様式 9	代理投票処理簿	3 5
様式 10	送致用封筒	3 6
様式 11	不在者投票者名簿	3 7
様式 12	不在者投票経費請求書	3 8
様式 13	外部立会人報告書	4 0

【参考資料】

外部立会人選任の手続き	4 1
宮崎県内市町村選挙管理委員会の外部対会人対応状況一覧	4 2
宮崎県内市町村選挙管理委員会連絡先一覧	4 3
公職選挙法関係条文の抜粋	4 4

様式 1

依頼書

※実際の用紙はA3サイズ

令和7年〇〇月〇〇日

不在者投票管理者

△△△△

殿

私は、第27回参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙）の投票を
当養護老人ホーム〇〇〇園において行いたいので、投票用紙及び投票用封筒の代理請求を依頼します。

番号	選挙人名簿に記載されている住所	氏名	生年月日	備考
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇	マル マル マル マル ○ ○ ○ ○	明・大・昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日	
2	〇〇市〇〇町大字〇〇 〇〇-〇	カク カク カク カク □ □ □ □	明・大・昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日	点字
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	

樣式 2

投票用紙等請求書（代理請求用）

※実際の用紙はA3サイズ

上記の選挙人は、第27回参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙）の当日、当養護老人ホーム〇〇〇園にあるため、当養護老人ホーム〇〇〇園において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があるので、上記の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和7年〇〇月〇〇日

(住 所) △△市△△町△△△-△

(職名) 園長

(代理人氏名) △△ △△

○○市 選舉管理委員會委員長 殿

(備考) 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の点字による投票の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

様式3 投票用紙（及び投票用封筒）請求書兼宣誓書

※ 代理請求の場合は不要。選挙人が自ら投票用紙を請求した場合のみ、選挙人が作成。

私は、第27回参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙）の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みですので、投票用紙（及び投票用封筒）の交付を請求します。

記

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和7年 月 日

フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成
氏名			年 月 日 生
現住所			
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		
投票用紙等の送付を受けたい場所	(〒 -) 連絡先電話番号 (- -)		

投票区		名簿番号	号	番	処理番号	
-----	--	------	---	---	------	--

様式4

選挙人名簿登録証明書

※選挙人が船員である場合のみ。船員である選挙人が保有する証明書。

選挙人名簿に記載
されている住所

氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日交付

選挙管理委員会委員長

印

選挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の6の4の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			

備考

- 1 この証明書の有効期間は、交付の日から7年とする。
- 2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

様式5

不 在 者 投 票 証 明 書

※選挙人が自ら投票用紙を請求した場合のみ、名簿登録地市町村の選挙管理委員会から送付される証明書。（用紙はA5サイズ）

選挙人 氏名			生年 月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 生		
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設	名称					
	所在地	都道府県	市区郡	町村	番地	号
その他の事項						
選挙	第27回参議院議員通常選挙 (宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙)					

上記のとおり証明する。

令和7年 月 日

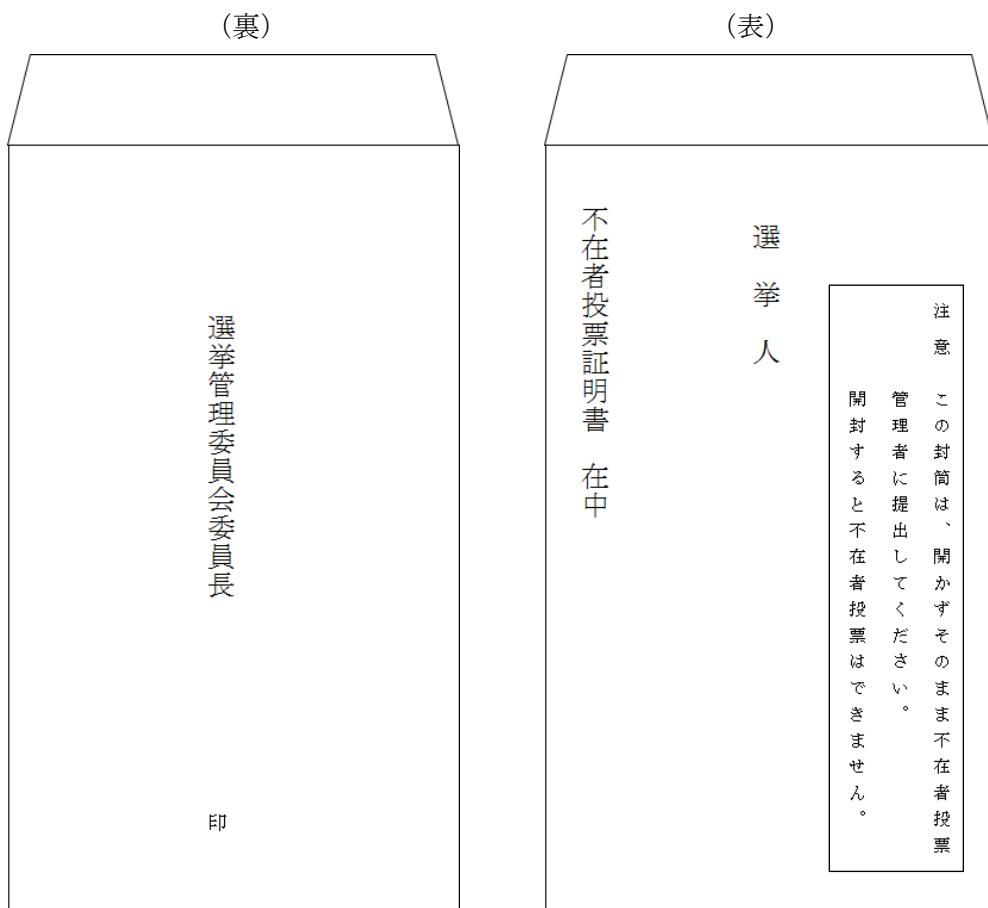
選挙管理委員会

委員長

印

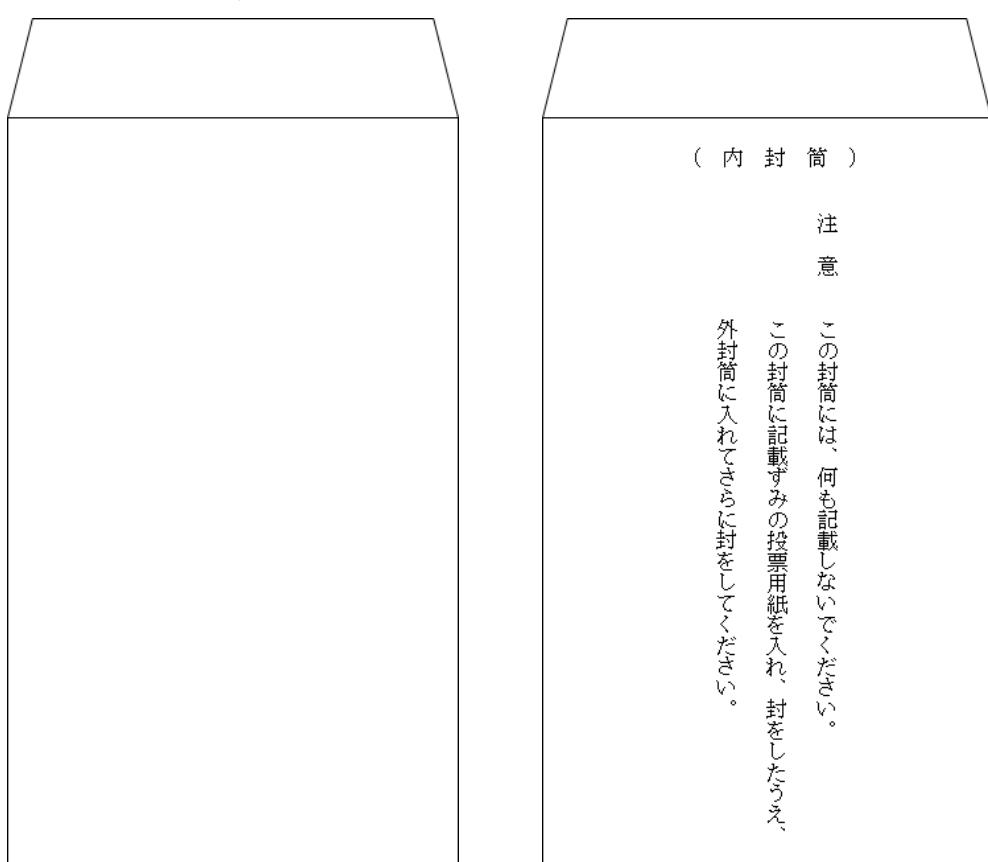
様式 6

(不在者投票証明書用封筒)



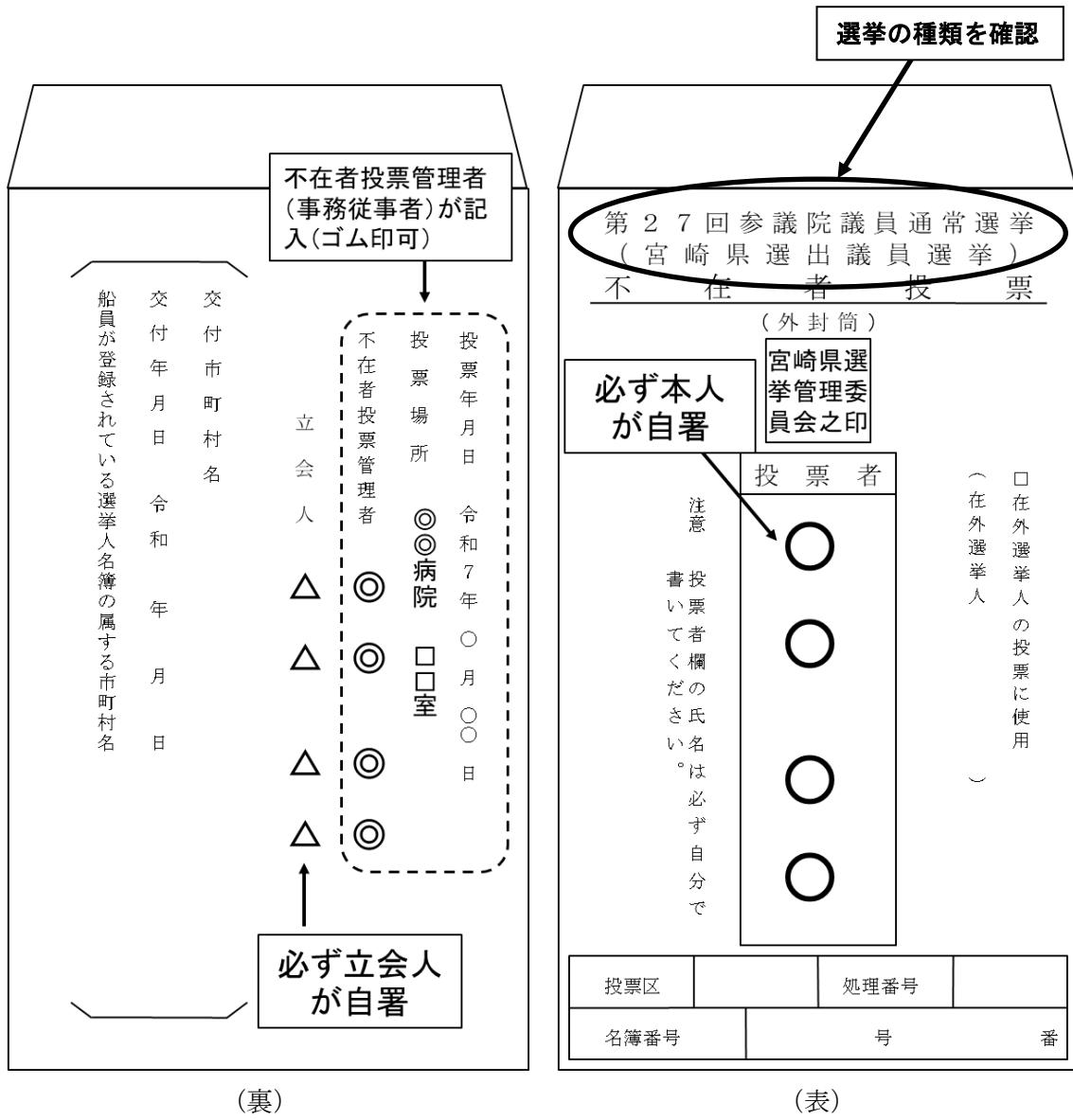
様式 7

(投票用内封筒)



樣式 8

(投票用外封筒)



※ 投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者氏名の記載を欠く場合、選挙人の署名及び立会人の署名を欠く場合は、その投票は受理されませんので御注意ください。

樣式 9

第27回参議院議員通常選挙 代理投票処理簿

*実際の用紙はA3

病院等の所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇番地

病院等の名称 **医療法人○○会 ○○病院**

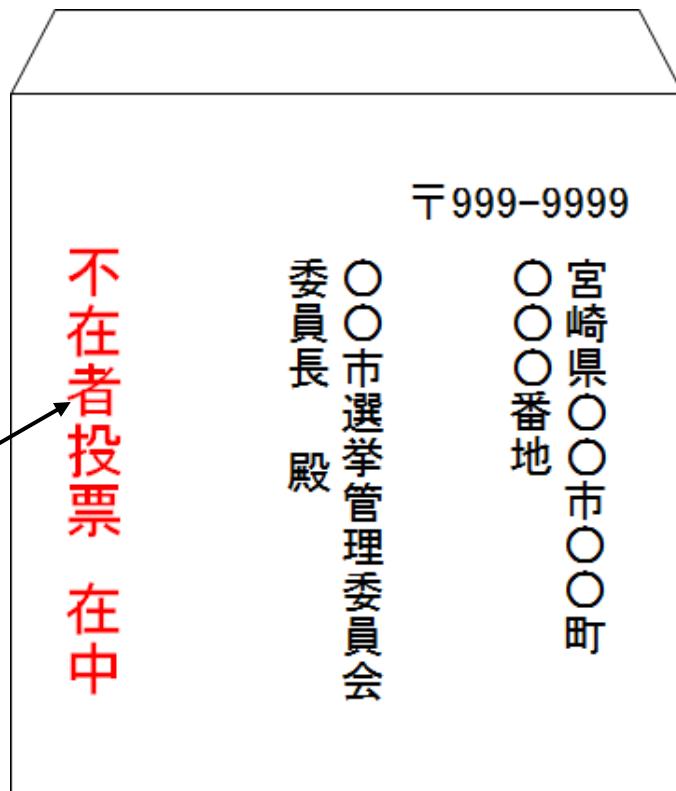
不在者投票管理者氏名 _____

(注意) 備考欄には、代理投票の仮投票があればその旨記載し、その事由も併記してください。

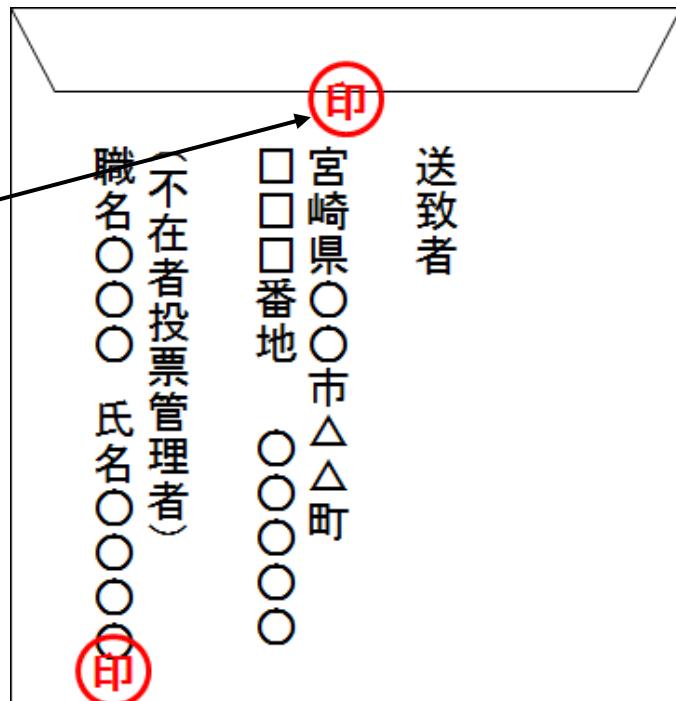
※ この用紙は、名簿登録地市町村選挙管理委員会に1部送付し、1部は保管してください。

樣式 10

(名簿登録地市町村選挙管理委員会への送致用封筒の例)



朱書して
ください。



不在者投票
管理者の印
で割印して
ください。

樣式 11

不 在 者 投 票 者 名 簿

合計 1,236円 × 4人 = 4,944円

※不在者投票管理者と振込口座の名義が異なる場合

様式12

不 在 者 投 票 経 費 請 求 書

金 7,861 円也

ただし、第27回参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙）の経費として

【内 訳】

- ・不在者投票に係る経費 4,944 円
(1,236円×4 件 別紙「不在者投票者名簿」のとおり)
- ・外部立会人に係る経費 2,917 円
(別紙 「外部立会人報告書」 及び領収書等の写しのとおり)

上記のとおり請求します。

令和 7 年 ○ 月 ○ 日
(元 ○○○-○○○)

所 在 地 ○○市○○町○○○-○
フリガナ イリヨウホウジンマルマルカイ マルマルビヨウイン
病院等施設名 医療法人○○会 ○○病院

市町村選挙管理委員会が作成した外部立会人候補者名簿の中から外部立会人を選任し、謝金・旅費を支払った場合に記載してください。(8時間以下の場合、手引18ページの金額を上限として、実際に支払った金額)

不在者投票管理者

職 名 院長

氏 名 △ △ △ △

宮 崎 県 知 事 殿

不在者投票管理者の押印は不要です。
請求先を確認するために担当者名
(フルネーム)・連絡先を記載して
ください。

金融機関名	○○○○	銀行 ○○○○	店
口座番号等	当座・普通	番号 1234567	
フリガナ	イリヨウホウジンマルマルカイ リシ・チョウ シカクシカクシカクシカク		
名義	医療法人○○会 理事長	□ □ □ □	

※名義は、楷書で届出のとおり正確に記載し、必ずフリガナを付けてください。

「不在者投票管理者」と「口座名義」の役職や氏名等が異なる場合は
「委任状」欄も記載してください。

担当者氏名 (フルネームで記載して ください)	宮崎 太郎
連絡先	○○○○-○○-○○○○

《 注意 》

- 1 当該施設等で不在者投票をした選挙人について、経費を請求してください。
- 2 不在者投票管理者の押印は不要です。ただし、不在者投票管理者（請求者）と振込先銀行口座名義が同一でない場合は、下記委任状に必ず記入・押印してください。
- 3 外部立会人を選任し、謝金等を支払った場合は、その経費を限度額の範囲内で請求してください。
- 4 別紙の「不在者投票者名簿」を添付してください。

受任者欄は、「口座名義」を、
そのまま記載してください。

委 任 状

上記経費の受領を 医療法人○○会 理事長 □□□□ に委任します。

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

所 在 地 ○○市○○町○○○-○
病院等施設名 医療法人○○会 ○○病院

不在者投票管理者

職 名 院長

氏 名 △ △ △ △



印

※不在者投票管理者と振込口座の名義が同一の場合

様式12

不 在 者 投 票 経 費 請 求 書

金 4,944 円也

ただし、第27回参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙）の経費として

【内 訳】

- ・不在者投票に係る経費 4,944 円
(1,236円× 4 件 別紙「不在者投票者名簿」のとおり)
- ・外部立会人に係る経費 0 円
(別紙 「外部立会人報告書」 及び領収書等の写しのとおり)

上記のとおり請求します。

令和 7 年 ○ 月 ○ 日
(〒 〇〇〇-〇〇〇)

所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇

フリガナ イリヨウホウジンマルマルカイ マルマルヒヨウイン

病院等施設名 医療法人〇〇会 〇〇病院

名簿登載者以外の外部立会人を配置した場合、選挙管理委員会職員が立ち会った場合、外部立会人を配置しなかった場合は「0」と記入してください。

不在者投票管理者

職 名 院長

氏 名 △ △ △ △

不在者投票管理者の押印は不要です。請求先を確認するために担当者名（フルネーム）・連絡先を記載してください。

宮 崎 県 知 事 殿

金融機関名	〇〇〇〇	銀行 〇〇〇〇	店
口座番号等	当座・普通	番号 1234567	
フリガナ	イリヨウホウジンマルマルカイ マルマルヒヨウイン インチヨウ サンカクサンカクサンカクサンカク		
名義	医療法人〇〇会 〇〇病院	院長	△ △ △ △

※名義は、楷書で届出のとおり正確に記載し、必ずフリガナを付けてください。

担当者氏名 (フルネームで記載してください)	選挙 太郎
連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

《 注意 》

- 当該施設等で不在者投票をした選挙人について、経費を請求してください。
- 不在者投票管理者の押印は不要です。ただし、不在者投票管理者（請求者）と振込先銀行口座名義が同一でない場合は、下記委任状に必ず記入・押印してください。
- 外部立会人を選任し、謝金等を支払った場合は、その経費を限度額の範囲内で請求してください。
- 別紙の「不在者投票者名簿」を添付してください。

委 任 状

上記経費の受領を _____ に委任します。

令和 7 年 月 日

所 在 地

病院等施設名

「不在者投票管理者」と「口座名義」の役職や氏名等が同一の場合は「委任状」欄は記載不要です。

不在者投票管理者

職 名

氏 名

印

外部立会人報告書

宮崎県選挙管理委員会委員長 殿

第27回参議院議員通常選挙（宮崎県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙）において、下記のとおり外部立会人を選任し、不在者投票を実施しました。

令和7年 ○月 ○日

施設名 医療法人○○会 ○○病院

1 不在者投票実施日時

記

1時間未満の立会実績は、1時間に繰り上げます。
以下の場合は、2時間分の経費（上限2,917円）を請求することができます。

令和7年 ○月 ○日 (○)

午前・ 午後 1時 00分 ~ 午前・ 午後 2時 15分

※ 複数回実施した場合は、括弧内に適宜記載してください。

2 外部立会人の氏名

「名簿登載者」に謝金を支払った場合は、1時間当たり1,458円（18ページ参照）を上限に経費請求することができます。
ただし、上限の範囲内で実際に支払った金額までです。
また、領収書の写しを添付してください。

 ○○○○ (名簿登載者 · それ以外)

※いずれかを囲んでください

外部立会人選任の手続き

⑧必要に応じ、病院等関係者を同時に立会人に選任

指定施設の長（不在者投票管理者）

⑤立会いの依頼
(立会日時、立会時間、
謝金・旅費等の調整)

⑥立会いの承諾
⑦不在者投票への立会い

外部立会人候補者

①外部立会人候補者名簿記載への同意依頼

②外部立会人候補者名簿への記載同意

市町村選挙管理委員会

③外部立会人候補者名簿の作成、提出

県選挙管理委員会

④外部立会人候補者名簿の配付

⑨外部立会人報告書の提出

市町村選挙管理委員会の外部立会人対応状況一覧

令和7年5月1日現在

市町村名	①名簿作成	②職員対応	③対応なし	備考
宮崎市	○			
都城市		○		
延岡市	○			
日南市	○			
小林市	○			
日向市	○			
串間市		○		
西都市	○			
えびの市	○			
三股町	○			
高原町		○		
国富町		○		
綾町			○	
高鍋町		○		
新富町		○		
西米良村			○	
木城町	○			
川南町		○		
都農町	○			
門川町	○			
諸塙村			○	
椎葉村		○		
美郷町		○		
高千穂町		○		
日之影町		○		
五ヶ瀬町			○	

「①名簿作成」: 市町村選管において「外部立会人候補者名簿」作成済。

「②職員対応」: 市町村選挙管理委員会職員等が立会人として対応

宮崎県内市町村選挙管理委員会 連絡先一覧

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
宮崎市選挙管理委員会	880-0805	宮崎市橘通東1-14-20	0985-21-1860
都城市選挙管理委員会	885-8555	都城市姫城町6-21	0986-23-7864
延岡市選挙管理委員会	882-8686	延岡市東本小路2-1	0982-22-7026
日南市選挙管理委員会	887-8585	日南市中央通1-1-1	0987-31-1146
小林市選挙管理委員会	886-8501	小林市細野300	0984-23-1143
日向市選挙管理委員会	883-8555	日向市本町10-5	0982-52-2111
串間市選挙管理委員会	888-8555	串間市大字西方5550	0987-55-1169
西都市選挙管理委員会	881-8501	西都市聖陵町2-1	0983-43-1112
えびの市選挙管理委員会	889-4292	えびの市大字栗下1292	0984-35-1111
三股町選挙管理委員会	889-1995	三股町五本松1-1	0986-52-1111
高原町選挙管理委員会	889-4492	高原町大字西麓899	0984-42-2111
国富町選挙管理委員会	880-1192	国富町大字本庄4800	0985-75-3111
綾町選挙管理委員会	880-1392	綾町大字南俣515	0985-77-1112
高鍋町選挙管理委員会	884-8655	高鍋町大字上江8335-2	0983-23-1745
新富町選挙管理委員会	889-1493	新富町大字上富田7491	0983-33-6002
西米良村選挙管理委員会	881-1411	西米良村大字村所15	0983-36-1111
木城町選挙管理委員会	884-0101	木城町大字高城1227-1	0983-32-4725
川南町選挙管理委員会	889-1301	川南町大字川南13680-1	0983-27-8001
都農町選挙管理委員会	889-1201	都農町大字川北4874-2	0983-25-5719
門川町選挙管理委員会	889-0696	門川町平城東1-1	0982-63-1140
諸塙村選挙管理委員会	883-1392	諸塙村大字家代2683	0982-65-1112
椎葉村選挙管理委員会	883-1601	椎葉村大字下福良1762-1	0982-67-3201
美郷町選挙管理委員会	883-1101	美郷町西郷田代1	0982-66-3601
高千穂町選挙管理委員会	882-1192	高千穂町大字三田井13	0982-73-1200
日之影町選挙管理委員会	882-0401	日之影町大字七折9079	0982-87-3800
五ヶ瀬町選挙管理委員会	882-1295	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670	0982-82-1700

■公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（代理投票）

第 48 条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあっては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあっては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 50 条第 4 項及び第 5 項並びに第 68 条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 （略）

（期日前投票）

第 48 条の 2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第 44 条第 1 項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- (1) 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- (2) 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。
- (4) 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在すること。
- (5) その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- (6) 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～8 （略）

(不在者投票)

第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3～10 (略)

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第237条 選挙人でない者が投票をしたときは、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票し又は投票しようとした者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。
- 3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 (略)

(代理投票等における記載義務違反)

第237条の2 (略)

- 2 第49条第3項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかったときは、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定するもののほか、第49条第3項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもって、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。

■公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第 50 条 選挙の当日法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム（第 4 項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第 4 項及び第 55 条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 39 条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第 4 項及び第 55 条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 149 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であって重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第 4 項及び第 55 条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 28 項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第 4 項及び第 55 条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第 4 項及び第 55 条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 選挙の当日法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。
- 3 点字によって投票をしようとする選挙人は、前 2 項の規定による請求をする際に、前 2 項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。
- 4 第 55 条第 4 項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。同条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処

遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 16 条第 1 項に規定する留置業務管理者をいう。第 55 条第 4 項第 3 号及び第 9 項において同じ。）、少年院の長又は少年鑑別所の長（これらの者が同条第 8 項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第 9 項の規定により同条第 4 項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設にあるべき選挙人の依頼があった場合には、自ら又はその代理人によって、当該選挙人に代わって、第 1 項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

- 5 (略)
- 6 船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者に限る。第 59 条の 6 の 2 各号を除き、以下同じ。）が第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求をする場合又は船員に代わって不在者投票施設の長若しくはその代理人が第 4 項の規定による請求をする場合には、第 1 項又は第 2 項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。
- 7 (略)

(不在者投票管理者)

第 55 条 (略)

- 2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第 50 条第 1 項の規定による請求をしたもの（第 58 条第 1 項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第 49 条第 1 項に規定する不在者投票管理者とする。

- 3～7 (略)
- 8 第 4 項第 1 号の船舶の船長、第 2 項若しくは第 4 項第 2 号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合には、第 2 項及び第 4 項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

- 9 (略)

(船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特例)

第 58 条 第 53 条第 1 項第 1 号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第 55 条第 4 項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第 2 項又は第 4 項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第 56 条第 2 項の規定に準じて投票をしなければならない。

2 不在者投票管理者は、前項の場合において選挙人が第 50 条第 1 項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。

3～4 (略)

(不在者投票の送致)

第 60 条 不在者投票管理者は、第 56 条から第 58 条までの規定により投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第 56 条第 3 項（第 57 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会った者にあっては署名又は記名押印を、第 58 条第 3 項において準用する第 56 条第 3 項の規定により投票に立ち会った者にあっては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、直ちに（第 2 号又は第 3 号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第 2 号又は第 3 号に掲げる場合には、送致）をしなければならない。

(1) 第 56 条又は第 58 条の規定により投票を受け取った場合 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

(2)・(3) (略)

2 (略)